

第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子（案）について【たたき台】

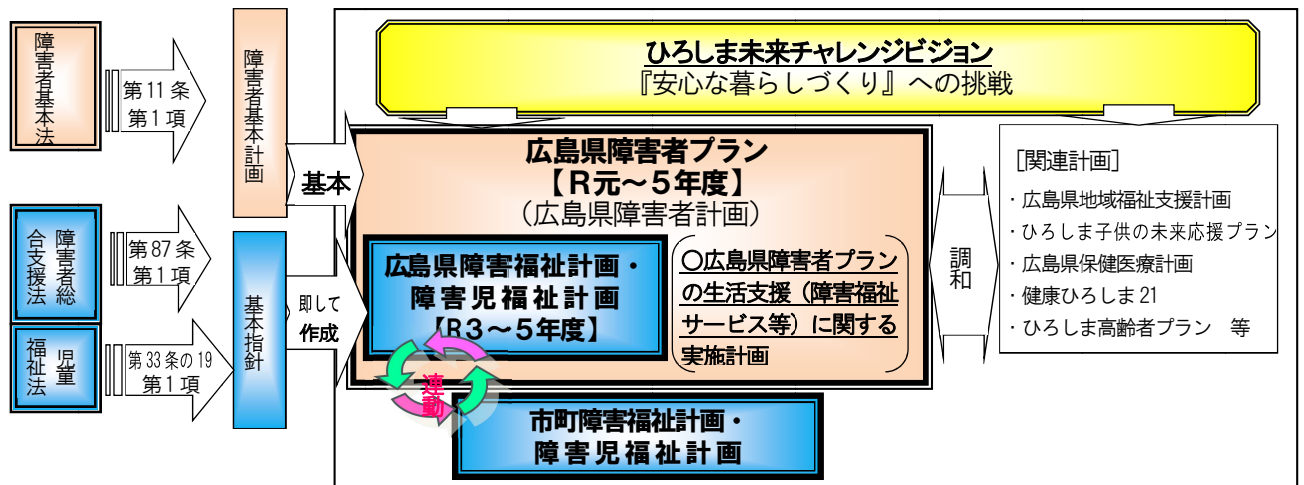
1 趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制及び円滑な実施を確保するため策定している「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画」の計画期間が今年度で終了することから、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- 障害者基本法により平成31年3月に策定した「広島県障害者プラン（令和元～5年度）」の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画



(2) 計画期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間

3 策定スケジュール

区分	令和2年						令和3年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容等	国基本指針	課題の整理等			本文整理等		全体調整			パブコメ	計画策定
				市町調査					市町調査		
				事業所調査							
施策推進協議会					● 骨子案					● 計画素案	
自立支援協議会					● 骨子案					● 計画素案	
議会(常任委員会)					● 骨子案					● 計画素案	

4 次期計画の概要

(1) 基本理念と目指すべき姿

この計画は、広島県障害者プランの生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画であるため、現プランの基本理念・目指すべき姿を共通認識とし、施策を推進する。

基本理念	すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現
目指すべき姿	①障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現 ②障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上

(2) 計画策定に当たってのポイント

- ①地域共生社会の推進
- ②障害の重度化、高齢化、多様化等に配慮したきめ細かい支援
- ③自然災害、感染症への対策

(3) 取組の方向

体系	取組の方向
1 自立と社会参加の促進による共生	①福祉施設から一般就労への移行等
2 保健、医療の充実	②障害児支援の提供体制の整備等
	③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④福祉施設の入所者の地域生活への移行
3 地域生活支援体制の構築	⑤地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実
	⑥相談支援体制の充実・強化
	⑦良質な障害福祉サービス等の提供
	⑧災害、感染症対策に係る体制整備